

兵高教組

2025年10月28日

# 調査情報23号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

現任校に留まりたい方も、他校への異動を希望する方も

## 人事異動の希望は明確に伝えましょう！

10月21日頃より、各校で、今年度の人事異動についての説明がされていると思います。来年度も現任校で引き続き勤務を希望する方、他校への異動を検討される方、理由も様々だと思います。現任校でも県内の他校のどこでも、校種も、校長・県教委に一任という方は別ですが、そうでない方は、異動希望者も現任校希望者も、曖昧な返事はせず、人事異動の希望は、明確に Yes No を伝えてください。

### 「教職員が働きがいのある職場づくり」(県教委方針)

県教育委員会の人事異動の基本方針は、

「第4期プランの重点テーマである一『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成一に向け…  
…「適材適所の配置」、「人材育成及び計画的な交流の推進」を基本として、人事配置を行い、児童生徒が安心して学べる魅力と活力ある学校づくり、教職員が働きがいのある職場づくりを進める」

とし、さらに基本的な考え方は、

「職員の能力を最大限発揮できるよう、適材適所の人事配置とともに、職員構成の適正化を図る」としています。即ち、県教委の重点テーマに沿って、

- ・教職員が働きがいのある職場
- ・職員の能力を最大限発揮できる

に勤務させることとしている以上、教職員本人の希望が100%叶えられなくても、「働きがいのある」「能力を最大限発揮できる」職場で来年度も勤務できるようにする責務は、県教委自らに課せられたものです。



### 高教組に対する県教委の人事異動に関する16項目回答

県教委は、1977年度末人事から強制人事異動を強行して教職員に対する管理統制を強化しました。高教組は、計画交流という名の強制配転は、学校と教職員の教育活動計画を大きく阻害してきたと考え、不利益を解消するため、人事委員会への提訴、裁判闘争を通じて、県教委に制度改革を求めてきた歴史があります。

現在は、県教委と懇談を重ね、毎年「人事異動に関する16項目の回答」を確認しながら、一定の関係を県教委と保っています。

#### 組合員の皆さんへ

ご家庭のこと、介護、子育て、ご自身の体調のことなどで異動したい、現任校に残りたいなどのお悩みやご不安がある方は、ご遠慮なく、支部、本部にご相談ください。高教組の組合員でない方も、ご相談は大歓迎です。

#### 16項目より抜粋

- ・女性教職員の異動については、特に、母性保護について十分配慮する
- ・高齢者の異動については、十分に配慮する。
- ・少数職種の異動については慎重に行う。
- ・広域人事を行うが、その際、実家への配慮は行う。
- ・勤務条件の変更（通勤時間、全日制から定時制）を余儀なくされる人事については、慎重に対処する。また、同様に、高齢者の長年の教職生活に対して、労をねぎらう配慮のない人事についても、問題点をよく認識している。

#### 高教組から職場の皆さんへ 《異動を希望する皆さんへ》

- 1 希望地域、希望校種、異動先での希望教科・科目などをはっきりと伝えるようにしましょう。
- 2 12月上旬には県教委から『異動希望一覧表』（通称）が校長の手に届きます。異動の可能性や相手校へ働きかけた結果等を、校長に聞くようにしましょう。
- 3 県教委は「異動の対象は、原則として現任3年以上」としていますが、「原則」です。3年以内であっても特別の事情があって異動を希望する場合には、遠慮せず、その理由をはっきりと校長に、文書等も含めて伝えるようにしましょう。

#### 《異動を希望しない皆さんへ》

- 1 きっぱりと「異動希望はありません」と断りましょう。計画交流（初任者で4年以上、初任以外は9年以上）に該当しなければ、「勤務に関する調書」を出す必要はありません。
- 2 計画交流該当者の場合も、異動希望がないことをはっきりと伝えるとともに、校長からも県教委に対して「異動させない」ことを具申するようお願いしましょう。「勤務に関する調書」には、異動を希望しないことを明記し、コピーを保存しておきましょう。
- 3 特別の事情があって異動できない場合には、遠慮せず、その理由をはっきりと校長に、文書等も含めて伝えるようにしましょう。